別記様式第七（第十五条及び第二十二条関係）（表面）

［略］

別記様式第七（裏面）

（退職時の階級）	（退職時の俸給月額）　円 （　　号俸）
（支払差止めとなる給付金）	
（懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由）	
（支払差止処分の取消し） この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている給付金が支払われる。ただし、３に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 １　この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 ２　この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、法第27条の９第１項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から６月を経過した場合 ３　この処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、法第27条の９第１項又は法第27条の12第５項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から１年を経過した場合 ４　給付金管理者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この給付金の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考１　（※）には処分の取消しの申立てをすべき給付金管理者を記載すること。

２　不要の文字は、抹消すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第七（第十五条及び第二十二条関係）（表面）

［同上］

別記様式第七（裏面）

（退職時の階級）	（退職時の俸給月額）　円 （　　号俸）
（支払差止めとなる給付金）	
（懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由）	
（支払差止処分の取消し） この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている給付金が支払われる。ただし、３に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 １　この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 ２　この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、法第27条の９第１項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から６月を経過した場合 ３　この処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、法第27条の９第１項又は法第27条の12第５項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から１年を経過した場合 ４　給付金管理者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この給付金の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考１　（※）には処分の取消しの申立てをすべき給付金管理者を記載すること。

２　不要の文字は、抹消すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和七年六月一日から施行する。